

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年4月8日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

香川県立丸亀病院情報システム一式の導入等及び附帯業務（以下「本調達」という。）

(2) 調達案件の要求諸元

仕様書による。

(3) 導入場所

香川県立丸亀病院（丸亀市土器町東九丁目291）

(4) 導入期限等

導入期限 令和5年1月31日

附帯業務の委託期間 令和5年2月1日から令和12年1月31日まで

(5) 入札方法

入札者は、入札書を含む技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札に関する事項

本調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等

(1) 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）の交付

令和4年4月8日から同月19日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日）を除く午前9時から午後5時まで

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県病院局県立病院課 財務グループ（香川県庁本館18階）

電話番号087-832-3311 F A X 番号087-806-0208

E-mail kenritsubyoin@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、「香川県立丸亀病院情報システム一式の導入等及び附帯業務」に係る入札説明書等交付申請書を提出すること。

ただし、入札参加希望者の事業所の所在地が香川県外にあり、(1)に示した場所において交付を受け難い場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求することができる。

ア 請求期限 令和4年4月15日午後3時（必着）

イ 請求先 (1)に示した場所

ウ 請求方法 郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は書留親展に準ずる方法に限る。

エ 請求者が用意するもの

(ア) 返信用封筒（宛先を記入した角形2号封筒）

(イ) 返信用切手 210円分+簡易書留320円分

(ウ) 「香川県立丸亀病院情報システム一式の導入等及び附帯業務」に係る入札説明書等交付申請書

オ アからエまでの全ての条件がそろっていない場合は、郵便又は信書便による入札説明書等の交付をしない。

(2) 現場下見

現場下見を希望する者は(1)に示した場所に対し文書により申し込むこと。文書は、ファクシミリ又は電子メールによる提出も可とする。

なお、申込期限までに申込が無かった場合、現場下見は実施しないこととする。

ア 申込期限 令和4年4月19日午後5時

イ 現場下見に申込出来る者は、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であることとする。

ウ 実施日時、実施場所は申し込みがあった者に対して別途通知する。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、令和4年4月25日正午までに、3の(1)に示した場所に対し文書で行うこと。文書は、ファクシミリ又は電子メールによる提出も可とする。

回答は、令和4年5月10日までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員に対してファクシミリ又は電子メールで通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は信書便による入札を可とする。ただし、郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は書留親展に準ずる方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和4年6月1日午後3時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和4年6月2日午後1時から午後2時30分まで

(イ) 提出場所 3の(1)に示した場所

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

- (ア) 受領期限 令和4年6月1日午後3時(必着)
 - (イ) 送付先 3の(1)に示した場所
 - エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。
- (2) 開札
- ア 日時 令和4年6月2日午後3時
 - イ 場所 香川県病院局県立病院課(ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室)
- 7 入札保証金及び契約保証金
- 規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和4年5月19日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を3の(1)に示した場所に提出すること。
- 8 入札者の参加資格
- 単体企業又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 単体企業の要件
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和4年5月11日午後5時までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。
 - ウ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
 - エ 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - (ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - (イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
 - カ 令和4年3月31日までに、150床以上の規模の医療機関と、精神科病院向け電子カルテシステムを含む病院情報システムの導入等に係る契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
 - キ 本調達について、確実に履行する体制が整備されていることを証明した者であること。
 - ク 共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の構成員の要件
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和4年5月11日午後5時までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。
 - ウ 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
 - エ 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア） 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

（イ） 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

カ 他の共同企業体の構成員又は単体企業で本件入札に参加していないこと。

（3） 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員のいずれかが、令和4年3月31日までに、150床以上の規模の医療機関と、精神科病院向け電子カルテシステムを含む病院情報システムの導入等に係る契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

イ 本調達について、確実に履行する体制が整備されていることを証明した者であること。

ウ 構成員の数は2者又は3者とし、任意かつ自主的に結成するものであること。

エ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。

オ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

9 入札者に要求される事項

（1） 入札に参加を希望する者は、単体企業にあつては8の（1）、共同企業体にあつては8の（2）及び（3）の要件を満たすことを証明する書類を令和4年5月19日午後3時まで、3の（1）に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において、完全な説明をしなければならない。

（2） 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、（1）の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。

（3） 提出された書類を審査した結果、入札の参加資格を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより令和4年5月26日までに通知する。（紙入札を希望する者には、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。）

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

（1） 総合評価の方法

総合評価は、「香川県立丸亀病院情報システム選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別記の「香川県立丸亀病院情報システム一式の導入等及び附帯業務に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に基づき行う。

なお、仕様書記載の要件のうち、一つでも実現不可能であると判断した場合、技術提案書等の内容について説明及び追加書類の提出を求められた際に、入札者の負担において完全な履行が出

来なかった場合、又はプレゼンテーションを実施する場合において、プレゼンテーションに参加しなかった場合は、失格とする。

(2) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ(1)により失格にならなかった者のうち、別記の落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3の(1)に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく措置を講じる場合がある。

(4) 8の(1)のイ及び8の(2)のイの資格審査に関する事項の照会先及び競争入札参加資格審査申請書の提出先は以下のとおりとする。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X番号087-833-0352

16 Summary

(1) Required service(s) or product(s)

Implementation of information system for Kagawa Prefectural Marugame Hospital, and related work

(2) Deadline for submission of tenders

By electronic bidding system: 3:00 p.m. on June 1, 2022

In person: submit between 1:00 p.m.-2:30 p.m. on June 2, 2022

By mail: 3:00 p.m. on June 1, 2022

(3) Contact information

Address:

Prefectural Hospitals Division, Bureau of Prefectural Hospitals

Kagawa Prefectural Government

4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan

Phone:

087-832-3311

(4) Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.

別記

香川県立丸亀病院情報システム一式の導入等及び附帯業務に係る落札者決定基準

1 総合評価の点数

1,000点満点とし、点数の配分は、価格点500点、技術点500点とする。

2 総合評価の方法

次の(1)及び(2)の合計点による。

(1) 価格点

次の算出方法により算出した点数

$$500点 \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格}))$$

入札価格は、令和4年度から令和11年度までの総額（消費税及び地方消費税を含まない金額）とする。また、入札価格に1.1を乗じた額が、予定価格の範囲内であることとする。

なお、価格点の点数については、小数点1位を四捨五入する。

(2) 技術点

ア 仕様充足評価点

技術仕様書について、次の評価区分毎に充足状況を評価する。

大項目	評価区分	配点
システム化の範囲 サーバ室設置要件 システム基本要件 データ移行要件	1	40
電子カルテシステム オーダリング機能 看護支援機能 精神科支援機能 インシデント管理機能 小遣い金管理機能	2	100
ネットワーク関連	3	20
医事部門システム	4	30
薬剤部門システム 検査部門システム 栄養部門システム 放射線部門システム 看護部門システム	5	60
仕様充足評価点計		250

点数は、評価区分ごとに次の算出方法により算出し、その合計点とする。

$$\text{各評価区分の配点} \times (\text{技術仕様書小項目別の採点結果の合計} / (\text{小項目数} \times 5))$$

なお、評価区分ごとの点数に小数点1位未満の端数があるときは、小数点1位を四捨五入する。

また、技術仕様書小項目別の採点は、次の基準により行う。

判定基準		点数
A	仕様を充足（ソフトウェアの性能についての項目については、パッケージソフトウェア標準機能として仕様を充足する場合のみとする。）	5
B	パッケージソフトウェアをカスタマイズして仕様を充足（ソフトウェアの性能についての項目のみ。）	3
C	仕様が要求する内容と同等の代替案	5
	仕様が要求する内容と概ね同等と認められる代替案	2
	仕様が要求している内容と同等とは認められない代替案	失格
D	仕様を充足することが不可能	失格

イ 技術提案評価点

技術提案書について、次の評価区分ごとに点数を決定し、その合計点とする。

評価区分	評価基準	配点
機器構成・ネットワーク構成についての提案	<p>機器構成・ネットワーク構成について、提案内容を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対策（特にランサムウェア等によるサイバー攻撃に対する対応策）について有効な提案がされていること。 仕様書記載の内容を超える優れた提案がされていること。等 	30
使いやすさについての提案	<p>医療従事者等から見た操作性について、有効な提案があれば評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 画面が見やすく必要な情報を迅速に収集・把握できる仕組みになっていること。 少ない操作で業務を完結できること。 システム内の画面の表示形式及び操作性が統一されていること。 操作に不慣れな職員でも早期習得が可能であり、直感的で分かりやすいインターフェースであること。等 	60
保守対応についての提案	<p>保守対応に関して、システムの円滑な運用を実現するための方策について、有効な提案があれば評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> システムごとの保守業務の内容が明らかで充実しており、責任区分が明確であること。 定期的な保守が行われ、保守内容及び体制が充実していること。 障害発生時の迅速な対応も考慮された体制 	60

	<p>であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア及びハードウェアの総合的な監視体制が適切であること。 等 	
長期利用についての提案	<p>経年によるシステムの陳腐化を防ぎ、長期間の継続利用を可能とする方策について、有効な提案があれば評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子保存の三原則を担保する優れた提案がされていること。 ・保守期間以上の継続利用を可能とする提案がされていること。 等 	50
将来性についての提案	<p>病院情報システムの将来性を担保する有効な提案があれば評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案パッケージ製品の具体的な拡張計画が提案されていること。 ・当該パッケージ製品の病院への適用に向けた優れた提案（システムバージョンアップ等）がされていること。 等 	50
	技術提案評価点計	250

なお、技術提案書の評価方法は、評価区分ごとに次の判定基準により行う。

判定基準	点数
病院にとって著しい利点が認められる提案	配点の100%
病院にとって大きな利点が認められる提案	配点の75%
病院にとって一定の利点が認められる提案	配点の50%
病院にとって若干の利点が認められる提案	配点の25%
病院にとって利点が認められない提案	配点の0%